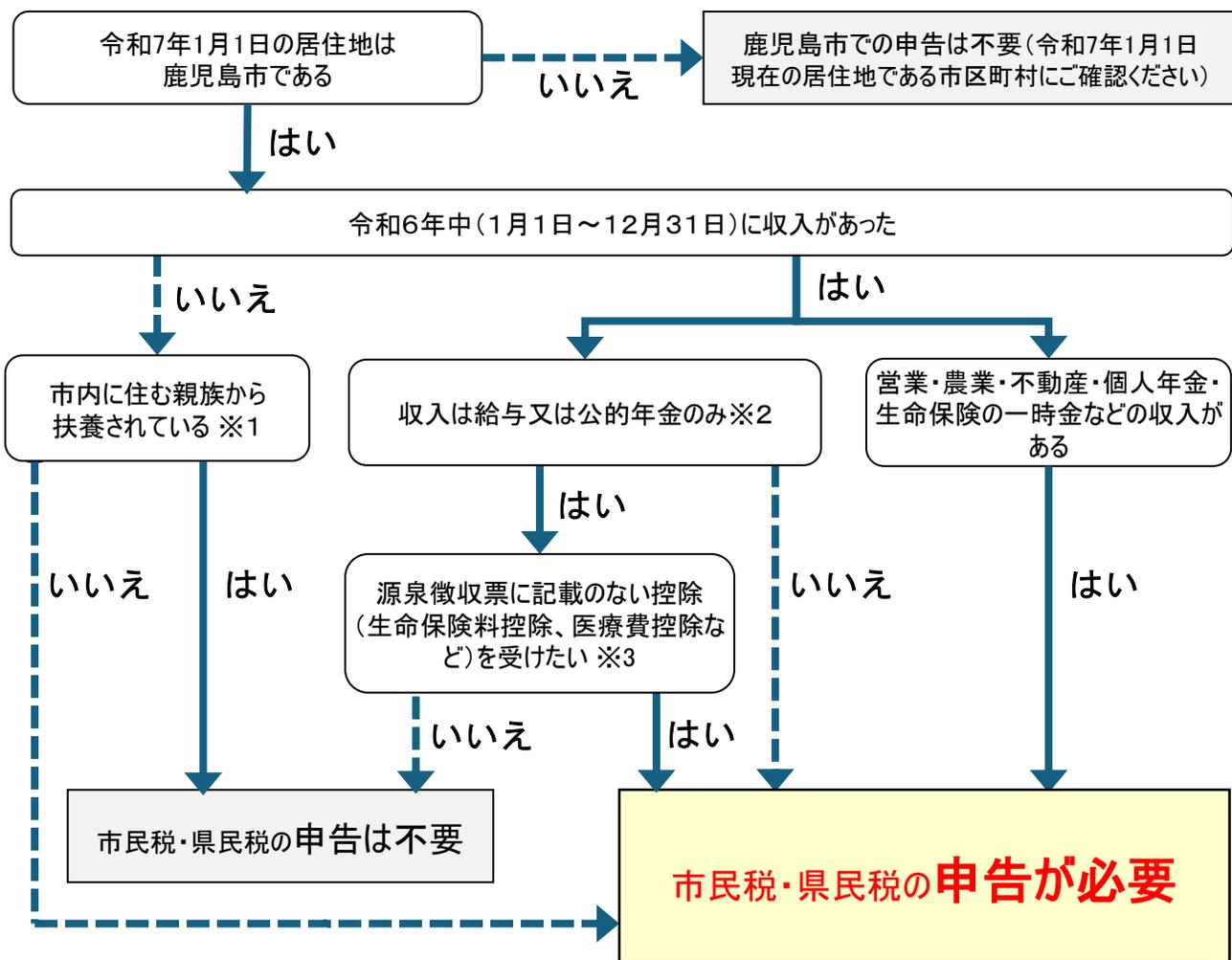


まずは申告が必要か確認を

税務署に所得税の確定申告書を提出される方は、市民税・県民税の申告は不要です！



※1 鹿児島市内に住む親族の確定申告書、市民税・県民税申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票で税法上の扶養となっている方に限ります。(ただし、一部福祉サービスを受ける場合などに申告が必要となることがあります。)

※2 給与について勤務先から鹿児島市に給与支払報告書が提出されていない場合や、年金受給者で遺族年金、障害年金のみを受給されている方は、申告が必要です。

※3 公的年金(遺族年金、障害年金を除く)のみを受給している65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)で支給合計額が年額151万5千円以下の方は、申告は不要です。

申告書の作成はご自宅でもできます！

- 郵送での申告なら、混雑する申告相談会場での待ち時間を避けられます。ぜひご利用ください。
- 市民税・県民税申告書は、市のホームページから用紙をダウンロードして作成し、郵送で提出することができます。なお、希望される人には用紙を郵送しますので、お問い合わせください。
- 市のホームページに市民税・県民税申告書の記載例を掲載しています。

申告書の作成方法についてご不明の際は関係書類をお持ちのうえ、市の窓口にお越しいただくか、お気軽にお問い合わせください。

申告書の提出が不要な人

次に該当する場合は、市民税・県民税申告書の提出の必要がありません。

1. 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
2. 前年中の所得が給与収入のみで、勤務先から鹿児島市に給与支払報告書を提出してある人
3. 前年中の所得が公的年金等(遺族年金・障害年金等を除く)のみの65歳以上の人で、支給合計額が151万5千円以下の人
4. 前年中に収入がなく、鹿児島市内にお住まいの親族に確定申告書、市民税・県民税申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票で税法上の扶養となっていた人

申告書の提出が必要な人

次に該当する場合は、市民税・県民税申告書の提出が必要です。

1. 前年中に営業等・農業・不動産・個人年金・生命保険の一時金、その他の収入があった人
2. 給与収入があった人で、次の(1)・(2)のいずれかに該当する人
 - (1) 給与以外に上記1.の収入があった人
 - (2) 年の途中で退職した人、又は勤務先から鹿児島市に給与支払報告書が提出されていない人
3. 公的年金等を受給している人で、公的年金等以外に上記1.の収入があった人
4. 源泉徴収票に記載のない控除(生命保険料控除、医療費控除など)を受けたい人
5. 預貯金・遺族年金・障害年金・雇用保険(失業保険)などで生活していた人(鹿児島市内の親族に税法上の扶養となっていた人は除く)

(注)前年中に収入がない場合でも、国民健康保険・福祉・教育・保育園関係の制度などにおいて、所得の申告や非課税証明などが必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

申告書の郵送先・問合せ先

《市民税・県民税の申告に関する問い合わせ》

■鹿児島市役所 市民税課 賦課第一係・賦課第二係

住所: 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市役所 市民税課

電話(直通): 099-216-1174 / 099-216-1175

《確定申告や所得税に関する問い合わせ》

■鹿児島税務署

住所: 鹿児島市荒田1丁目24番4号

電話(代表): 099-255-8111